

令和 6 年 4 月 24 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名

泉 早苗



令和 5 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

議 員 泉 早苗

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	8	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	209,681	丸亀市行政視察他
研 修 費	10,529	松山市議会観光振興議員連盟会費他
広 報 費	83,280	市政報告チラシデザイン、印刷他
広 聴 費	157,538	携帯料金他
要請・陳情活動費	53,331	国土交通省要望書提出
会 議 費	0	
資料作成費	22,596	プリンターインク他
資料購入費	42,000	愛媛新聞購読料
人 件 費	0	
事務所費	6,344	コピー用紙他
合 計	585,299	

3. 残 額 638,709 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
6/12	市民相談、法務局土地確認のため	1,080 円		1
8/14	鶴ヶ島市へのリモート視察お土産代	3,513 円		2
10/30	丸亀市行政視察	3,788 円		3
1/17	デジタウン松山市	26,461 円		4
1/26	国会レクチャー	84,239 円		5
2/7	宜野湾市・名護市行政視察	84,000 円		6
3/31	公明党控室 ピカラ料金	6,600 円		7
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		209,681 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 6 月 12 日	整理番号	1
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	市民相談、法務局土地確認のため		
金 額	1,080 円	按分率	80 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 6 月 12 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書
日本郵便オフィスサポート(株)
四国支社

愛媛県松山市三番町8丁目12番地4
[松山本局印紙販売所]
松山市富田町188-6

2023-06-12 11:38

担当

印紙	¥450非
非課税合計	¥450
合計	¥4,500
お預り	¥1,000
お釣	¥3,500

領 収 書
日本郵便オフィスサポート(株)
四国支社

愛媛県松山市三番町8丁目12番地4
[松山本局印紙販売所]
松山市富田町188-6

2023-06-12 11:53

担当

印紙	¥900非
非課税合計	¥900
合計	¥9,000
お預り	¥10,000
お釣	¥1,000

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 8 月 14 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	鶴ヶ島市へのリモート視察お土産代 視察日：2023年8月17日		
金 額	3,513 円	按分率	100 %
特記事項	お土産代 3,348 円、送料 165 円		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 8 月 14 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

GRAND
デジタル重信

☎ 089-964-4111

<http://www.the-fuji.com>

責任者

2023年08月14日(月)14:19 ｼﾞ'0201

<領収証>

担当: 松浦

004110 ◆母恵夢 ベビー ¥3,348※

(@1,674 × 2個)

000901 ◆宅配送料

小計

3点

(内税対象

10%

(内税額

10%

(内税対象

8%

(内税額

8%

合計

現金

お釣

※印は軽減税率対象商品です。

***** d ポイントカード*****

d ポイントカード番号:

ポイント対象金額: ¥3,100

進呈ポイント: P

ポイント残高: P

加盟店POSNo.: 6311500131201

獲得ポイントは3日以内に反映され

ます。

◆マークは5%割引除外の商品です

ｼｰﾄNo:1006

店No:00131

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和5年 10月 30日	整理番号	3		
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費		
用 務	香川県丸亀市 丸亀堆肥について 令和5年10月30日				
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	2,780	円	100	%
	宿 泊 費		円		%
	パ ッ ク 代 金		円		%
	そ の 他	1,008	円	100	%
	合 計	3,788	円	100	%
特 記 事 項					
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和5年 10月 30日			
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					
領収書 別紙添付					
原本 大塚					

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

ご利用明細書

ETC利用照会サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
※本ご利用明細書PDFは、ETC利用照会サービスにて出力されたもので、一度に500件まで出力できます。

500件を超える場合は複数回に分けて出力してください。
※2019年10月1日以降の通行料金は消費税率10%対象です。
詳しいサービス内容はETC利用照会サービスウェブサイト
(<https://www.etc-meisai.jp/>)にてご確認ください。

合計金額

支払い総額	¥6,080
内訳 還元額適用金額	¥0
後納利用金額	¥6,080

利用年月日 時分	(割引前料金) (ETC割引額) 通行料金	還元額適用料金 後納料金	車種 車両番号 ETCカード番号	備考
利用IC(自) 23/10/30 10:30 川内	23/10/30 11:36 普通寺 3,040	0 3,040		確定
23/10/30 15:15 普通寺	23/10/30 16:44 川内 3,040	0 3,040		確定

毎度ありがとうございます

いよて Takashimaya

登録番号 T2500001000475

領収証

<お買上明細>

2023年10月29日12時21分 通番

724-8100-907 和菓子 ☆
税込A 1,512 2 3,024

お買上高 2 ¥3,024

合計 ¥3,024
(うち消費税等 ¥224)

内訳 A 8% 3,024 224
B 10% 0 0

Aは軽減税率対象商品

預り現金 ¥4,000
お釣り ¥976

売場名: 菓子
販売員:
TEL: 089-948-2646

お問合せ番号:

ただいま「第53回 北海道の物産と
観光展」を開催中です。ワクワクがとまら
ない美味満載! 北海道グルメで旅気分!!



納品書(領収書)

太陽石油販売株式会社
セルフ北条
愛媛県松山市小川甲273-1
TEL: 089-994-7571
登録番号: T1500001005095

2023/10/30(月)17:36 2023/10/31

5-12127-10117-151701-0000 機
売上 SOLATO現金

7528 002000
SOLATO カリ
13,531.0 0167 L-1 N-1
(内カリ税) 053.8 ¥728

合計 ¥2,260
(内税分消費税 ¥205)
(内税10%対象 ¥2260)
(内税10%消費税 ¥205)
お預り ¥5,000 お釣り ¥2,740
※上記にて領収書とさせていただきます

No. 4899 担当: 北条 s s 01



丸亀市 視察 精算表

日付	項目	金額	大塚	泉	家高
10/30	お土産	3,024			3,024
10/30	高速代	3,040	3,040		
10/30	高速代	3,040	3,040		
10/30	ガソリン代	2,260	2,260		
		11,364	8,340	0	3,024
11,364円 ÷ 3人 = 3,788円			3,788	3,788	3,788
			4,552	(3,788)	(764)

丸亀市 視察

交通費

日付	項目	金額
10/30	高速代	3,040
10/30	高速代	3,040
10/30	ガソリン代	2,260
合計		8,340

大塚・泉・家高の3人

$$\times \frac{1}{3} = 2,780 \text{ 円}$$

その他

日付	項目	金額
10/30	お土産	3,024

大塚・泉・家高の3人

$$\times \frac{1}{3} = 1,008 \text{ 円}$$

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 泉 早苗



整理番号	3
日 程	令和5年10月30日(月) 午後1時～午後2時30分
目 的	丸亀堆肥について
訪問先	香川県丸亀市
概 要 所 見	丸亀市 都市整備部 建築課 課長 松江康司 道路維持担当長 大平拓史 ●詳細 ○令和3年3月定例化で丸亀市はゼロカーボンシティ宣言をしたことでSDGsに掲げるつくる責任つかう責任として今まで廃棄処分していた刈草を、資源として利用するため堆肥化し「丸亀堆肥」として市民に無料配布し有効活用する取り組みをしている。 ○既に国土交通省四国地方整備局管内の香川・河川国道事業所で採用実績のある堆肥化(KS)工法を採用している。 ○プラント施設が必要なく、屋外で簡易なシート養生が可能で初期投資が安価である。合わせて条件的嫌気発酵のため悪臭の発生がなく、シート養生をすることで雨水浸透による汚濁水の流出もなく、周辺環境への影響も少ない。 ○丸亀堆肥は市民に、簡単な宣誓書を書くだけで、1家族5袋まで無料で配布しており、1週間すれば再度5袋まで配布可能である。 ●所見 ○刈草を資源として捉え、リサイクルの取り組みをすることでゼロカーボンに寄与している。堆肥化の施設も河川沿いの資源置き場を活用し、万一の悪臭発生の対策と、堆肥譲渡時の市民への利便性にもつながっている。市民は自宅花壇や農園などで活用されており、花に癒され、収穫した野菜などは生活を潤す一端となっていると感じ

	る。 ○香川・河川事務所の既存事業の活用、民間活用の委託料と財源確保に努めている。今後、配布数を一定増やせるようになると、財源の維持ができることも示された。 ○本市では、食品ロスの取組で、民間企業により食品から堆肥を作る取り組みがされている。刈草から堆肥を作る事業も、民間企業スタートアップ事業としての活用や、様々就労の機会ととらえ、またSDG,sの一環、市民生活の豊かさに寄与するものとして、本市での新規事業として展開されることを望みたい。
--	--

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

5 松（議調）第206号
令和5年10月13日

丸亀市議会議長 三宅 真弓 様

松山市議会議長 渡部 克彦



行政視察について（依頼）

謹 啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、本市議会議員の行政視察の依頼に際しまして、御快諾いただき誠にありがとうございます。

つきましては、下記のとおり視察を実施させていただきたく、御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 視察日時 令和5年10月30日（月） 午後1時～午後2時30分
- 2 視察項目 丸亀堆肥について
- 3 視察議員 松山市議会 議員3名（公明党議員団）
大塚 啓史（おおつか けいし） ※会派代表
泉 早苗（いずみ さなえ）
家高 佐苗（いえたか さなえ）

担当 松山市議会事務局 議事調査課 大内（平）

TEL:089-948-6650 FAX:089-921-1110

E-mail: [REDACTED]@city.matsuyama.lg.jp

10/30 松山市議会行政視察 日程

○集合場所：丸亀市役所 庁舎 1 階 エントランスホール（丸亀市大手町 2 丁目 4-21）

※市庁舎に隣接した市役所構内の駐車場あり

○説明会場：丸亀市役所 庁舎 5 階 委員会室 2

○現地視察：丸亀市綾歌市民総合センター（丸亀市綾歌町栗熊西 1638）

（スケジュール）

12:50～13:00 集合場所から説明会場へ移動（名刺交換等含む）

13:00～13:30 座学・質疑応答

①丸亀市議会 議長挨拶（不在のため省略）

②松山市議会 公明党議員団 会派代表挨拶

③丸亀市担当課説明（丸亀堆肥について）

④質疑応答

13:30～14:00 現地視察場所へ移動（丸亀市の先導車あり）

14:00～14:30 現地視察

①現地視察

②質疑応答

14:30 現地解散

※連絡先：丸亀市議会事務局 宮田さん（電話 0877-24-8828）

④質疑応答

質問1 丸亀堆肥として使用される刈草の面積はどれぐらいですか？

回答1 丸亀堆肥として使用された刈草は、民間委託したものや直営の作業班によるものであるため、明確にお示しすることはできません。

質問2 丸亀堆肥をつくるにあたり導入した機械はありますか？

回答2 刈草の堆肥化については、除草作業を行う契約と別に、堆肥化に特化した業務委託を民間業者に発注しており、本市が導入した機械はございません。また、堆肥化を行う作業には、委託業者による攪拌作業に使用するバックホウの設置ができれば製造は可能です。

質問3 豚、鳥、馬などの糞を堆肥にまぜているのでしょうか？

回答3 発酵促進材には、家畜の排せつ物は利用せず、条件的嫌気性菌を使用することで、悪臭の発生もありません。

質問4 化学肥料は入っていますか？

回答4 入っておりません。

質問5 発酵させるためEM菌などをいれていますか？

回答5 入っておりません。

以上が回答となります。

他に何かご質問はございますか。

都市整備部 建設課
課長 松江 康司

丸亀市役所
〒763-8501
香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
Tel.0877-24-8813 Fax. [REDACTED]
E-mail [REDACTED]

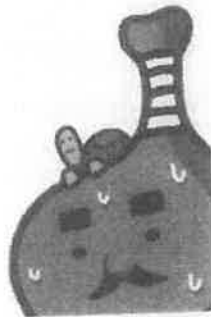


丸亀市
MARUGAME CITY

都市整備部 建設課
道路維持担当長

大平 拓史

丸亀市役所
〒763-8501
香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
Tel.0877-24-8813 Fax. [REDACTED]
E-mail [REDACTED]



議会事務局

主任 宮田 篤
MIYATA ATSUSHI



基本情報技術者
DXアドバイザー認定スペシャリスト(2023年合格)

丸亀市役所
〒763-8501
香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
TEL. 0877-24-8813
FAX [REDACTED]

3-4-21 Otomachi, Marugame-shi, Kagawa, 763-8501, Japan

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 1 月 17 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	デジタウン松山市		
金 額	26,461 円	按分率	80 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 1 月 17 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

NO W 2243011

ZENRIN

證收領

松山市議会 泉早苗 様

〔金額の訂正は無効です〕

2024年1月17日

拾	萬	千	百	拾	萬	百
7	7	0	3	3	1	
金額						

税率 10%	対象	税抜金額	300.70	円	消費税額等	30.07	円
税率	%対象	税抜金額		円	消費税額等		円

但し 三井物産株式会社 ① 改定 として

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ゼンリン

雲南	076-434-8111	北聯	076-223-1468	德宏	077-25-1876	大理	088-2-724000
貴州	057-684-2801	隆慶	074-286-1477	松山	053-62-1636	河	053-2-16536
廣西	059-227-8826	寧波	077-564-9380	雲南	075-812-3520	大	06-615-62242
湖南	078-752-3723	紹興	079-288-9227	貴州	074-64-3650	和	073-473-1828
湖北	086-2-292653	蘭州	082-503-1065	廣西	084-981-3152	江	0852-2-76988
山東	087-861-4704	開山	083-258-0565	雲南	083-981-3473	松	088-62-17058
江蘇	092-714-0679	下江	089-905-1015	山口	083-92-0222	盤	088-62-17058
安徽	059-554-0804	黃山	093-235-2035	口	084-98-824	江	093-592-8100
		鎮	0983-24-8883	豐	095-826-0357	北	093-592-8100
				慶	099-223-0720	州	096-370-1400

登錄號: T5290801002046

印 組

附录

2023.09改

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 1 月 26 日	整理番号	5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	国会レクチャー 2024 年 1 月 25 日～26 日 ・こども誰でも通園制度について ・孤独・孤立対策推進法について ・住宅セーフティーネットについて			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	1,695	円	100 %
	宿 泊 費		円	%
	バック代金	76,550	円	100 %
	そ の 他	5,994	円	100 %
	合 計	84,239	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 1 月 26 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

(様式8)

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 泉 早苗



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和6年1月25日～26日
支 払 金 額	1,695 円
支 払 先	JR 東日本 ほか
使 途 内 容	交通費
領収書を添付 できない理由	交通系 I C カード 支払い

月日	支払項目	区間			支払額
1月25日	公共交通機関	羽田空港第2 ターミナル	⇒	永田町	816 円
1月25日	公共交通機関	永田町	⇒	錦糸町	209 円
1月26日	公共交通機関	錦糸町	⇒	羽田空港第2 ターミナル	670 円
合計					1,695 円



領収証 (Receipt)

発行日 2024/01/17

領収証No 9101420935-01

泉 早苗 様

合計金額

¥76,550

但し 宿泊・交通費 として
上記の通り正に領収いたしました。

株式会社フジトラベル・サ
〒790-8567
愛媛県松山市宮西1丁目2番1号
フジグラン松山店内
TEL: (089) 923-2711 FAX: (089) 922-0019
REF NO 01556429-01 発行者

入金内訳	金額	備考
現金	76,550	
その他		
合計	76,550	

登録番号 T5500001003541
10%付録(税込) 76,550 円
非課税/消費税

株式会社伊予鉄会館
IYOTETSU
いよてつショップ

御来店ありがとうございます。
TEL:089-973-0226

2024年 1月25日(木) 8:05 No:1015

4515279000157
0001山田屋 マンジュウ15
単1,998× 3個 軽 ¥5,994

小計		¥5,994
内税対象額	8.00%	¥5,994
内税	8.00%	¥444
合計		¥5,994
(内消費税等		¥444)

お預り	¥6,000
(消費税等	¥444)
お釣り	¥6

軽マークは軽減税率対象商品です。
事業者登録番号: T6500001000471

責No: XXXXXXXXXX
取引No0076 3点買

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 泉 早苗



整理番号	5
日 程	6 年 1 月 25 日 (木) ～ 6 年 1 月 26 日 (金)
目 的	こども誰でも通園制度について
訪問先	東京都
概 要 所 見	「子ども誰でも通園制度」について 概要 令和 5 年 12 月に閣議決定された、「こども未来戦略」の策定にむけて、今後 3 年間の集中的な取組の「加速化プラン」において実施する具体的な施策として「こども誰でも通園制度 (仮称)」の創設がなされた。令和 5 年度は本格実施を見据えて 150 自治体程度が試験的事業開始されるようになる。令和 7 年度に制度化され、実施自治体も拡充、令和 8 年度には法律に基づき新たな給付金制度として、全自治体の実施が開始となる。尚、人材確保等の課題があり、実施が難しい自治体においては 2 年間の経過措置が設けられることとなっている。 所見 子どもを中心に、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成長環境を整備すること」を目的おり、在宅で子育てする子どもが家庭内と異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られる。孤独、不安感を抱える保護者の負担感の軽減等親子関係の関係性もいい効果が期待できる。また、利用状況などシステム構築がされていくことで、利用状況を自治体が把握でき、支援が必要な家庭の把握につながるなど効果があると思われる。一方で現行の一時預かり事業との整理や利用可能時間の延長、保育士確保の課題解消もさらに検証が必要となっている。保育士確保にむけて、現行制度のさらなる拡充を要望し、アレルギー対応や子ども・家庭の情報共有や災害時の対応に関して現場の声をお伝えした。

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 泉 早苗



整理番号	5
日 程	6 年 1 月 25 日 (木) ～ 6 年 1 月 26 日 (金)
目 的	「孤独・孤立対策推進法」について
訪問先	東京都
概 要 所 見	令和 6 年 4 月 1 日に施行される「孤独・孤立対策推進法」について 趣旨 近年における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等の取り組みについて、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推本部等の設置について定める。 概要 ●基本理念として、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要。等 ●基本的施策として、まず、孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進が必要。相談支援の推進。関係者の連携・協働の推進。(水平連携を目指した官民連携のプラットフォーム) 等 ●推進体制として、地方公共団体は、関係団体により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う、孤独・孤立対策地域連携協議会をおくようにつとめる。等 ●地域における孤独・孤立対策もモデル調査実施(令和 4 年、令和 5 年) 所見 令和 6 年、4 月以降内閣府の特別機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)が設置されることになる。地方公共団体にお

	いては、孤独・孤立対策地域協議会設置が努力義務となってくる。協議会設置を本市でも求めるとともに、孤独・孤立は誰にでもおこりうる問題でもあり、官民連携の枠組みや、日常生活においての具体的なイメージやノウハウを蓄積し、全国展開がはかられ「誰一人取り残さない社会」へと、必要な支援へと取り組んでいきたい。
--	--

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 泉 早苗



整理番号	5
日 程	令和6年1月25日(木) 13:00~15:00
目 的	住宅セーフティーネットについて
訪問先	参議院会館(国土交通省よりレクチャー)
概 要 所 見	国土交通省 住宅局 参事官(マンション賃貸住宅担当) 付課長補佐 須賀 崇之 氏 安心居住推進課 課長補佐 諏訪 巧 氏 住宅総合整備課 企画計画係長 松田 かりん 氏 ・住宅確保要配慮者への支援策として住宅セーフティーネット制度(住宅セーフティーネット法 H29 年 10 月施行)を整備。 ・内容として、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を規定。 ・①の登録戸数は、R5 年 12 月末時点 885569 戸(要配慮者専用は 5778 戸、③の居住支援法人指定数は 769 者、居住支援協議会の設立数は 136 協議会(47 都道府県 94 市区町)の状況である。住宅確保要配慮者への実効的な支援を進めるためには、居住支援協議会の設立が重要である。 (所見) 住宅確保要配慮者への居住支援のためには、居住支援協議会の設立が重要である。県内では居住支援協議会等活動支援事業として国の補助金を活用して東温市が協議会を設立しているが、松山市は未設立の状況である。実効的な支援推進のため、早期の居住支援協

	議会の設立を求めたい。また、今後の具体的には、住宅確保用配慮者には、居住支援協議会や法人等が見守りを行い、必要な福祉サービスにつなぐなど、伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築の居住支援の構築と、大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境を整えるといった具体的な検討に取り組む中で、住宅確保要配慮者等の住宅の一層の確保を進めていきたい。
--	---

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 2 月 7 日	整理番号	6
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
用 務	宜野湾市・名護市行政視察 2024 年 2 月 5 日～7 日 宜野湾市 ICR 支援システムについて 名護市 ぐらしと仕事の応援センターさぼんちゅについて		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	2,700 円	100 %
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	81,300 円	100 %
	そ の 他	円	%
	合 計	84,000 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 2 月 7 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構

松山空港駐車場

事前 ☎ Tel 089-971-5439

登録番号 T1011105005394

TEL 089-971-5439

領収証

精算機 #14	P 精算No.000030
発券機 #12	発券No.060921
入庫時刻	2024年 2月 5日(月) 09:51
精算時刻	2024年 2月 7日(水) 15:03
駐車時間	2日 5:12
駐車料金	A料金 2,700円
=====	
合 計	2,700円
(内税10%対象額 2,700円)	
現金領収額	2,700円
お預り	10,000円
お釣り	7,300円
またのご利用をお待ちしております。	

領 収 証

No.B-376446

DATE 西暦 2023 年 12 月 25 日

旅客CD

RECEIVED FROM

泉 早苗

様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥81,300-

但し
FOR

宿泊、交通費とし

上記金額正に領収いたしました

The above sum has been duly received.

T5500001003541

10%消費税(税込)

消費税/不課税



フジ・トラベル・サービス

〒790-8567

松山市宮西1丁目2番1号

TEL(089)923-2711

FAX(089)922-0019

松山支店

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	☒
クレジットカード	☐
金券	☐
金融機関 振込	☐
小切手 CHECK	☐

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 泉 早苗



整理番号	6
日 程	令和6年2月6日(火) 10:00~11:30
目 的	結一EN (ICR支援システム)について
訪問先	沖縄県 宜野湾市 (教育委員会はごろも学習センター)
概 要 所 見	(概要) インチャイルドレコード (IRC) 支援システムとは、学校で見られる児童生徒の様子から子どもたちが抱えている教育、生活、家庭環境等の課題をとらえ分析し実態把握するためのシステムである。 (導入の経緯) 先行活用した学校で教師による生徒のニーズに応じた関わり方のスキルアップにつながった、さらには生徒の学習意欲が向上したことにより宜野湾市内の小中学校での導入に至った。 (課題と対応) ○新システム導入のため、教員に研修をする必要があったが、学校単位で必要な研修を選択し実施した。 ○児童・生徒一人に対し88項目の入力をしなければならないため教員の負担が増える。必要と思われる児童生徒のみに活用することにより負担を最小限に留めることができた。 (所見) 個人に応じた様々な対応を教師間で学び共有、数値化により経験に頼ることなく、新卒の教員にも生徒の特性が理解できるといった点では、画期的なシステムだと感じる。また、教員の働き方改革の一端にも寄与しているのではないかと考える。経験値の豊富な教員にはシステムに物足りなさを感じていることも率直にお話しいただいた。アンケートを通じて、教員のニーズ把握や課題を改善しようとする試みなど、システム導入、活用、課題解決と、より活用のしやすいシステムの構築に努めている様子がうかがえ、本市での活用

	も検討できないかと考える。半面、システム導入には費用を十分に検証する必要性を感じる。
--	--

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自 5 年保管）

((様式7))

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 泉 早苗



整理番号	6
日 程	令和6年2月6日(火) 14:30~15:30
目 的	くらしと仕事の応援センターさぼんちゅ(家計改善支援事業)について
訪問先	沖縄県 名護市 (生活支援課 生活サポート係)
概 要 所 見	(概要) 家計管理が苦手な方へ、現在の家計の状況を見直すことで課題を把握し相談者の状況に応じた支援計画の作成を行いながら家計の立て直しを支援する。 (導入の経緯) 平成27年より必須事業の自立相談支援事業を行うにあたり任意事業である家計改善支援授業を行うことで、相談者へ幅広い支援を実施するため導入した。 (利用状況) 令和4年度 10件 令和5年度(12月末時点) 6件 (予算) 令和4年度 2,775,000円 令和5年度 2,849,000円 (効果) 生活保護受給者数が減少した。 (課題) 利用者が途中で音信不通になったり辞退するケースや、複数回

	相談をしてくるケースへの対応、またパートナーが生計維持者の場合の対応を要検討 (所見) 事業開始には、担当課が複雑、煩雑な事案であっても生活支援課で引き受け、生活の改善へと伴走して取り組むとの姿勢が見て取れる。担当課のみならず、関係各課や地元企業など、との風通しのいい関わりの中で、例えば子どもへの学習支援についても、地元の大学の学生と関われる学習支援を受ける、そのためのバスを活用で送迎の心配を軽減させる、学習支援の必要性を保護者にも理解いただくという、親子双方の支援を行う事は、将来への自立へと繋がる重要な取組かと感じる。会派でも家計改善の施策を本市に求めてきた経緯があり、令和6年度には、ファイナンシャルプランナーの養成が開始される。市民の自立相談支援に寄り添った事業展開となるよう、期待したい。
--	--

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 6 年 3 月 3 1 日	整理番号	7	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	公明党控室 ピカラ料金 令和5年度 1 か月 4,400 円÷8=550 円			
金 額	6,600 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特 記 事 項	領収書原本 泉議員			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	5 月 29 日	550 円	100 %	550 円
5 月分	6 月 27 日	550 円	100 %	550 円
6 月分	7 月 27 日	550 円	100 %	550 円
7 月分	8 月 28 日	550 円	100 %	550 円
8 月分	9 月 27 日	550 円	100 %	550 円
9 月分	10 月 27 日	550 円	100 %	550 円
10 月分	11 月 27 日	550 円	100 %	550 円
11 月分	12 月 27 日	550 円	100 %	550 円
12 月分	1 月 29 日	550 円	100 %	550 円
1 月分	2 月 27 日	550 円	100 %	550 円
2 月分	3 月 27 日	550 円	100 %	550 円
3 月分	4 月 30 日	550 円	100 %	550 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

2023年06月01日

790-0002

松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客様No. 73140

收入印紙



領收書

〒790-8509 松山市大平町1-11-4

株式会社愛媛CATV

[illegible]

【お知らせ】

＜料金に関するお問合せ先＞
(株)愛媛CATV TEL:089-943-5001
平日9:00～19:00/土曜9:00～17:30
(日・祝日は休み)

◆2023/05/29 口座振替分◆

2023年08月01日

〒 790-0002
松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室
松山市議会 公明党 様
お客様No. 73140

收入印紙



領收書

〒790-8509 松山市大手町1-11-4
株式会社愛媛CATV

[illegible]

【お知らせ】

＜料金に関するお問合せ先＞
(株)愛媛CATV TEL: 089-904-2220
平日9:00～19:00／土日祝9:00～18:00

◆2023/07/27 口座振替分◆

(再発行)

7

2024年04月05日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-4

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
ビデオ料金	10%	4,400	9月分月払い
	税込金額	消費税額	
10%対象	4,400	400	
小計	4,400	400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2023/10/27口座振替分◆

2023年12月01日

〒 790-0002
愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様
お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-17-4

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考									
ビデオ料金		10%	4,400	10月分月払い									
	<table><tr><td></td><td>税込金額</td><td>消費税額</td></tr><tr><td>10%対象</td><td>4,400</td><td>400</td></tr><tr><td>小計</td><td>4,400</td><td>400</td></tr></table>					税込金額	消費税額	10%対象	4,400	400	小計	4,400	400
	税込金額	消費税額											
10%対象	4,400	400											
小計	4,400	400											

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2023/11/27口座振替分◆

2024年01月04日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-1-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

■株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
レコメンド料金		10%	4,400	1 1 月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2023/12/27口座振替分◆

◆2024/1/29口座振替分◆

2024年03月01日

T 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

收入印紙



領收書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-11-4

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額	4,400 円
------	---------

株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
ビーカー料金	10%	4,400	1月分月払い

	税込金額	消費税額
10%対象	4,400	400
小計	4,400	400

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
 ㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
 平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/02/27口座振替分◆

2024年04月01日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室松山市議会 公明党 様
お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-11-14

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

株式会社愛媛CATV分

料金内訳		税率	金額(税込)	備考
基本料金		10%	4,400	2月分月払い
	税込金額		消費税額	
10%対象	4,400		400	
小計	4,400		400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/3/27口座振替分◆

2024年05月05日

〒 790-0002

愛媛県松山市二番町4丁目7-2
松山市役所別館5F 公明党議員団控室

松山市議会 公明党 様

お客さま番号 73140

収入印紙



領 収 書

株式会社 愛媛CATV

〒790-8509 松山市大手町1-11-1

登録番号 T5-5000-0100-0737

領収金額 4,400 円

株式会社愛媛CATV分

料金内訳	税率	金額(税込)	備考
基本料金	10%	4,400	3月分月払い
	税込金額	消費税額	
10%対象	4,400	400	
小計	4,400	400	

【お知らせ】

料金に関するお問い合わせは
㈱愛媛CATV TEL089-904-2220
平日9:00~19:00/土日祝9:00~18:00

◆2024/4/30口座振替分◆

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分	3,000 円		8
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		9
3/31	松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分	3,000 円		10
3/31	「坊っちゃん劇場」後援会費	1,249 円		11
1/19	人権教育研究大会駐車料金	480 円		12
1/28	手をつなぐ育成会全国大会駐車料金	800 円		13
2/11	ワンダーエデュケーション勉強会駐車料金	800 円		14
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		10,529 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 9 月 30 日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 4 月 21 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和 5 年 4 月 21 日

泉 早 苗 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月 27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	9
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 9 月 12 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員

泉 早 苗 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	10
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 10 月 26 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和5年10月26日

泉 早 苗 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月 27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	11
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	「坊っちゃん劇場」後援会費		
金 額	1,249 円	按分率	100 %
特記事項	5,000 円÷12 か月 (1 月, 2 月, 3 月分)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 1 月 15 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

払込受領書

令和 6 年 / 月 15 日								
金額	千	百	十	万	千	百	十 円	
				¥ 5	0	0	0	
お振込先	どちらの銀行へ振込みするか○をつけてください							
	↓	振込先金融機関・科目・口座番号						
	○	[REDACTED]		普	[REDACTED]			
		[REDACTED]		普	[REDACTED]			
		[REDACTED]		普	[REDACTED]			
受取人	「坊っちゃん劇場」後援会							
ご依頼人	泉 早苗 様							
会員番号	[REDACTED]			手数料				

上記の金額正に受取りました
(取扱店) 銀行 店

(ご依頼人控え)





L'ESPACE CITY

愛媛県東温市見奈良の複合レジャー施設

■インフォメーション■ 会社概要 ■ お問い合わせ

ショッピング

レストラン

温泉・宿泊

劇場

レジャー施設

関連施設

ホーム

入会案内

特典と申し込み方法

後援会会則

ホーム > 後援会会則

RSS

お知らせ

INFORMATION

坊っちゃん劇場 後援会会則

第

1 条 (名称)

本会は、坊っちゃん劇場後援会と称する。

第2 条 (事務局)

本会の事務局は、坊っちゃん劇場事務所に置く。

第3 条 (目的)

坊っちゃん劇場は、愛媛県はもとより瀬戸内や四国の歴史・伝統文化や、偉人を題材にした舞台作品を提供し、劇場オープン後9年目で観劇総人数は60万人を超え、小中高生の年間観劇人数も2万人を超えています。地元で根付いた劇場の継続が今後とも望まれています。

本会は、地域の文化芸術・観光振興と地域の活性化を目的に、劇場と地域をつなぐ役割をになう事を目的とします。

第4 条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 劇場と会員の親睦・交流を図る事業
- (2) 劇場の広報・普及のための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第5 条 (会員)

本会の会員は、前条項の目的と事業に賛同する、個人及び法人(団体を含む)で構成する。

坊っちゃん劇場 後援会入会申込書のダウンロードはこちら



第6 条 (入会)

本会の入会は、別途定める入会申込手続きにより、事務局まで申し込むものとする。

第7 条 (会員区分)

次のとおり会員区分を設ける。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員(団体を含む)

第8 条 (年会費)

- (1) 個人会員一口
ブロンズ会員 5,000円
- (2) 法人会員一口
ゴールド会員 30,000円 (県内法人)

第9 条 (会員期限)

会員期限は、入会申し込み受付日から、1年とする。

第10 条 (退会)

- (1) 本会からの退会は、その旨を事務局に届け出るものとする。
- (2) 中途退会の場合でも、会費は返金しないものとする。

第11 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 理事 若干名

- (5) 監査役 若干名
- (6) 事務局長 1名

第12条 (顧問)

本会には、名誉顧問・顧問を若干名置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第13条 (役員を選任)

- (1) 会長は、役員会の互選により選任する。
- (2) 副会長は、会長が任命する。
- (3) 幹事は、総会において会員の中から選任する。
- (4) 理事は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 監査役は、会長が任命する。
- (6) 事務局長は、会長が任命する。
- (7) 監査役は、本会で他の役職を兼ねることはできない。

第14条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 (役員会務)

各役員は、後援会活動を円滑に推進することを会務とする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には、会長が指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営を補佐し、会の運営を補佐する。
- (4) 理事は、副会長・幹事を補佐し、会の運営を補佐する。
- (5) 事務局長は、事務局を統括する。
- (6) 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査し、監査結果を総会において報告する。

第16条 (役員解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、役務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 役務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第17条 (役員会)

- (1) 役員会は、本会の活動方針、予算、決算を審議する。
- (2) 役員会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- (3) 役員会は、原則として会長が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は、役員過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

第18条 (総会)

1 総会の招集と決議

- (1) 本会の総会は、会員を持って構成し、会長が年に1回招集し開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数(委任状提出者を含む)をもって議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数の出席(委任状提出者を含む)をもって成立する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

第19条 (議事録)

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第20条 (地区後援会の設置)

- (1) 地区後援会は、個人会員と法人会員を会員として編成し、地域単位もしくは、それに準じる単位で後援会組織を設けることができる。
- (2) 地区後援会には、会員より選出された、会長1名、副会長1名及び顧問、若干名の役員を置くことができる。
- (3) 支部後援会は、各地区内で法人30社以上、または、個人会員100名以上で支部後援会組織を設けることができる。
- (4) 支部後援会には、会員より選出された、支部長1名、副支部長及び顧問、若干名の役員を置くことができる。

第21条 (収入)

- (1) 会費
- (2) その他

第22条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

第23条（入会特典）

会員には入会時に、別に定める細則による特典を付与する。

※細則別紙1（細則は毎年 改定）

第24条（運営に関し必要となる事項の委任）

本規約に定めるもの以外で、本会の運営に関し必要となる事項は、役員会が決定する。

第25条（規約の改廃）

規約の改廃は役員会で審議し、総会に付議し、出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

附 則

この規約は、平成 26年6月16日から施行する。

▲ ページの先頭へ

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 1 月 19 日	整理番号	12
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	人権教育研究大会 駐車料金 開 催 日 : 2024 年 1 月 19 日 開催場所 : コミュニティセンター キャメリアホール		
金 額	480 円	按分率	80 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 1 月 19 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(株) 穴吹ハウジングサービス

三番町7丁目 税率10%

T5470001000435

《領収書》

[NO. 7]

24年01月19日10:04 --01月19日12:08

駐車料金 600円

合計 600円

お預り 600円

お釣 0円

NO.049430

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 1 月 28 日	整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	手をつなぐ育成会全国大会 駐車料金 開 催 日：2024 年 1 月 28 日 開催場所：愛媛県県民文化会館		
金 額	800 円	按分率	80 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 1 月 28 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

2024* ...18%
014238/2:483
08:07
4442 B-10001
72223-10009

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 2 月 11 日	整理番号	14
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	ワンダーエデュケーション勉強会 駐車料金 開 催 日：2024 年 2 月 11 日 開催場所：サイボウズ松山オフィス		
金 額	800 円	按分率	80 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 2 月 11 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

お城下パーキング^(事前-1)

Osaka
すべて消費税10%適用対象
二番町まち駐車場株式会社
登録番号:T7500001016905

領 収 証

入車日時 2024年02月11日 12時57分
精算日時 2024年02月11日 16時16分
No.02-000307 券No.01-083344

駐車料金(一般) 1000円

料金計 1,000円

投入現金 1,000円

釣銭額 0円

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/19	ポータブル録音機	6,880 円		15
5/22	市政報告チラシデザイン、印刷	36,500 円		16
10/23	市政報告チラシデザイン、印刷	39,900 円		17
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		83,280 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 4 月 19 日	整理番号	15
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	ポータブル録音機		
金 額	6,880 円	按分率	80 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 4 月 19 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

EDON

エディオン

領収書兼お買上明細

■エディオンカード会員さま
商品の購入履歴・保証内容は
【エディオンネットショップ】
または【エディオンアプリ】の
マイページでご確認できます。

発行日 2023年04月19日(水) 17:19
店：01206 フジグラン重信店

電話 089-964-3811

レジ担当者

販売担当者

No. 01206-304-517628

取引種別：持帰

POS：304

ポータブル録音機
オリンパス
V-873 GLD 1 ¥8,600
合計金額 ¥8,600
(10%対象 ¥8,600)
(10%対象消費税 ¥781)

現金領収額 ¥8,600

お預り ¥10,000

お釣り ¥1,400

合同会社

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 5 月 22 日	整理番号	16
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	市政報告チラシデザイン、印刷		
金 額	36,500 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 30 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

ご利用控

お振込内容
振込
03 078 20230530
ご利用年月日

お振込先
130
銀行番号
普通
口座番号

お振込先
テスラリヨウ
¥0
お振込金額
¥36,500
お振込後残高

(03503)
ご依頼人イヌミ サナエ

お振込先
普通
お受取人

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

印紙税申告書
附記つき松山
税務署承認済

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 10 月 23 日	整理番号	17
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	市政報告チラシデザイン、印刷		
金 額	39,900 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 10 月 24 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

2023年10月24日
No. 20231023-001

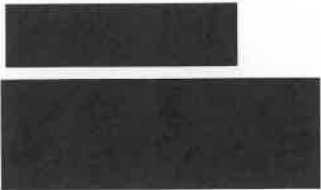
泉 早苗 様

金額	¥ 39,900 -
----	------------

但: チラシ制作代として

上記正に領収いたしました

小計	¥ 39,900
----	----------



ご利用控

お取引内容		振込	振込額	ご利用年月日
振込		61	057	20231024
振込店番号	振込口座	口座番号		
130				
万4千5百	千円	お取引金額		
5千円	2千円	¥39,900		
5千円	2千円	お取引後残高		
5千円	2千円	¥0		
(02498)				
ご依頼人「イスミ」				
お振込先		普通		
お受取人		普通		

いつもご利用いただきありがとうございます。
 **伊予銀行**
 由緒税申告書
 付しつぎ松山
 総務課 第3課